令和８年５月１３日

短期入所利用契約者　各位

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
重症心身障がい児施設すこやか施設長

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 使用料等諸料金徴収規程の一部改正に伴う
食事の提供にかかる費用の変更について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、健康保険の食事療養標準負担額（入院時の食事の負担額）が令和８年６月１日から変更されることに伴い、「地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 使用料等諸料金徴収規程」を一部改正し、すこやかでの短期入所において提供する食事の利用者負担額を下記のとおり変更しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

記

１　変更内容

〇食事提供にかかる費用　1食あたり 510 円を 550 円に変更

（市町村民税非課税世帯に属する者の費用に関しては、240 円を 270 円に変更）

※健康保険の食事療養標準負担額（入院時の食事の負担額）と同額とする。

２　変更日

令和８年６月１日

（６月１日以降にすこやかの短期入所で提供する食事について変更後の金額を適用）

岐阜県総合医療センター 重心施設運営室			
室　長	島　末	担　当	河　村
電話番号	058-246-1111（内線 7213）		
ＦＡＸ	058-249-0608		